

議案第27号

上越市行政組織条例の一部改正について

上越市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市行政組織条例の一部を改正する条例

上越市行政組織条例（平成22年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 健康子育て部

第2条第6号中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同号イ中「健康づくり及び」を削り、同号中エ及びオを削り、同条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 健康子育て部

ア 健康づくりに関すること。

イ 国民健康保険及び国民年金に関すること。

ウ 保育及び少子化対策に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(上越市子ども・子育て会議条例の一部改正)

2 上越市子ども・子育て会議条例（平成25年上越市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉部」を「健康子育て部」に改める。